

みえライフイノベーション総合特区 [指定：平成24年7月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(3.6+3.6) \div 2 = 3.6$

3.6

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	統合型医療情報データベースの規模	20%	1
2	医療・福祉現場ニーズの収集件数	132%	5
3	医薬品・医療機器生産金額	70%	3
4	研究開発支援拠点プラットフォームの活用機関数	342%	5
5	医療・健康・福祉分野企業(第2創業を含む。)及び研究機関の立地件数	98%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 1) \div 5 = 3.6$

3.6

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.6

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(2.8+3.6+4.0) \div 3 = 3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

・健康増進に資する機能性食品の効能効果の表示・広告の実施

(概要)

・国の「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」が平成26年7月に報告書をまとめ、平成27年4月から、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる制度が全国にて開始された。

・特区内では、大学と食品メーカーが連携した臨床研究の成果に基づく機能性表示食品制度の届出や福祉施設と食品メーカーが連携した臨床研究の開始などが進められている。

専門家による評価の平均値

2.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.6

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.6

・広い県域全体からシーズとニーズを地道に集める体制を構築し、実際に製品化までつながっている案件が出てきていることは高く評価できる。

・統合型の医療情報のデータベース化が構築されたことが、活用機関数の増加に結びついたと判断できるが、一方、データベースの構築とそれを活用した新産業の創出は他地域でも取組がある。全国に先駆けて先進的なモデルの構築を期待する。

・ICTによるネットワークの形成の土台となる施設間の人的交流等、アナログ的なネットワークの強化が必要なのではないか。

・本特区の価値を明確に打ち出すため、薬事工業生産の増加等の評価項目について検討した方が良いと思われる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.6

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(3.6+3.5+3.6 \times 2) \div 4 = 3.6$

3.6

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。